

和 (なごみ) 合同事務所

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6944-4117 Fax 06-6944-4118
〒105-0012 東京都港区芝大門 1-2-7 2F
Tel 03-3431-2381 Fax 03-3431-2386

パグゼス株式会社

〒540-0012 大阪市中央区谷町 3-4-5 6F
Tel 06-6945-5750 Fax 06-6945-5760

July, 2006

なごみ便り

www.101dog.co.jp

公益通報者保護法の対応はお済みですか？

〈要 旨〉

公益通報者保護法が2006年4月1日から施行されています。この法律は、従業員・派遣社員を雇用する全ての事業経営者が対象となります。今回は、公益通報者保護法とその対応についてご案内します。

1. 公益通報者保護法とはどのような法律でしょうか？

【背景】

自動車のリコール隠しや食品の偽装表示など、この数年、企業の不祥事が相次いで発生しましたが、これらの事件が明らかになったきっかけの多くは、企業内部で働く労働者などからの通報によるものでした。このことから、公益のために通報した従業員等を保護するとともに、事業者のコンプライアンス経営を推進するために、この法律が定められました。

【規定】

事業者は、労働者や派遣社員等が**公益通報**をしたことを理由として解雇あるいは派遣契約を解除してはいけません。また、降格・減給といった不利益な取り扱いをしてはいけません。

事業者は、労働者や派遣社員が**公益通報**を行えるような体制を確立し、従業員・派遣社員等にその存在を周知・徹底しなければなりません。

事業者は、**公益通報**を受け取った場合は、速やかに調査を行うとともに、**通報対象事実**が確認できた場合は、速やかに中止・是正措置等を取らなければなりません。

書面による**公益通報**がなされてから、20日を経過しても事業者が未調査・未通知の場合は、当該通報者がマスコミ等の社外に通報を行っても**公益通報者**としての保護を受けます。

公益通報とは、不正の利益を得る目的や他人に損害を与える目的ではなく、労務提供先またはその事業に従事する役員・代理人その他の者について法律に規定する**犯罪行為等の事実**が生じている（あるいは生じようとしている）旨を、労務提供先・行政機関・その他の者に通報することを言います。

通報対象事実とは：個人情報保護法、保険業法、独占禁止法、刑法など413の法律に規定されている**犯罪行為**、あるいはその原因となるような**行為**のことを言います。

お客様との“和” 人との“和”を大切にしたい・・・

2.具体的にどのような対応が必要でしょうか？

以下の状況をチェックしてみてください。

通報・相談窓口は定められていますか？

通報・相談窓口は、事業者自身・人事総務部・人事担当等、どなたでも構いませんので通報・相談窓口を決めることが

重要です。社外の会計士・弁護士等に委託することも可能です。

通報・相談窓口は、従業員等に周知されていますか？

通報・相談窓口を決めた上で、従業員等に対して、この通報・相談窓口を周知・徹底する（＝連絡する）ことが必要

です。

通報・相談を受けた場合の対応方法などは、定まっていますか？

通報・相談窓口の運用規定とか内規などを作るとよいのですが、通報処理体制を簡単に記したものの、レター・掲示板等による定めでも構いません。なお、内規については政府が定めた雛形（下記 ご参照）があります。

通報を受けた場合の調査内容・通報者の秘密は必ず守ってください。

通報を受けた場合の調査は、当該通報内容に利害関係のない人が行う必要があります。

通報を受けたら、当該通報者に、通報を受領した旨の連絡を直ちに行いましょう（匿名の場合は除きます）。

通報を受けたら、20日以内に調査を終了する（あるいは終了しない場合は中間報告を行う）ようにしましょう。

内閣府ホームページ<http://www5.cao.go.jp/seikatsu/koueki/> を以下の手順でご参照ください。

「民間事業者の方へ」 「通報処理の仕組みの整備について」 「通報処理に係る内部規程例、様式例」内部規程例（PDF ファイル）

犯罪行為や法令に違反する行為は許されないということで、事業者がきちんと法令を守るような仕組みをつくり、国民の生命や身体などへの被害を防止していくためには、労働者が事業者内部から法令違反などの行為を通報することは、正しい行為として評価されるべきという考えの下に作られた法律です。

これまでは、どのような内容の通報をどこへ行えば通報者が解雇などの不利益な取扱いから保護されるのか、必ずしも明確ではありませんでした。

こうしたことを明確にするために施行された法律ですが、中には悪用する人がいるかもしれないので企業側も注意が必要となりそうですね。

（文章担当：笹野）

～ 経営者の皆様へ～

毎週金曜日、無料相談を実施しております！！

「会社を創ろう！」・「脱サラして独立しよう！」とお考えの方をご紹介下さい。当事務所では、そのような方々の為に、「司法書士との提携」、「創業支援パック」といった低価格サービスをご用意しております。つきましては、事前にご予約下さいますよう、よろしくお願い致します。（06-6944-4117 まで）